

改正クリーンウッド法と合法性確認

～改正クリーンウッド法の概要及び合法性確認と
ガイドラインに基づく合法木材証明制度～



2025(令和7)年10月2日

一般社団法人全国木材組合連合会
(令和7年度事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発検討委員会)



本日の構成

はじめに

- 1 違法伐採とは何か
- 2 改正クリーンウッド法について
- 3 クリーンウッドシステムについて
- 4 クリーンウッド法に関する情報サイト・お問合せ先
- 5 グリーン購入法と合法木材ガイドライン
- 6 合法木材供給体制を活用したクリーンウッド法の遵守・普及

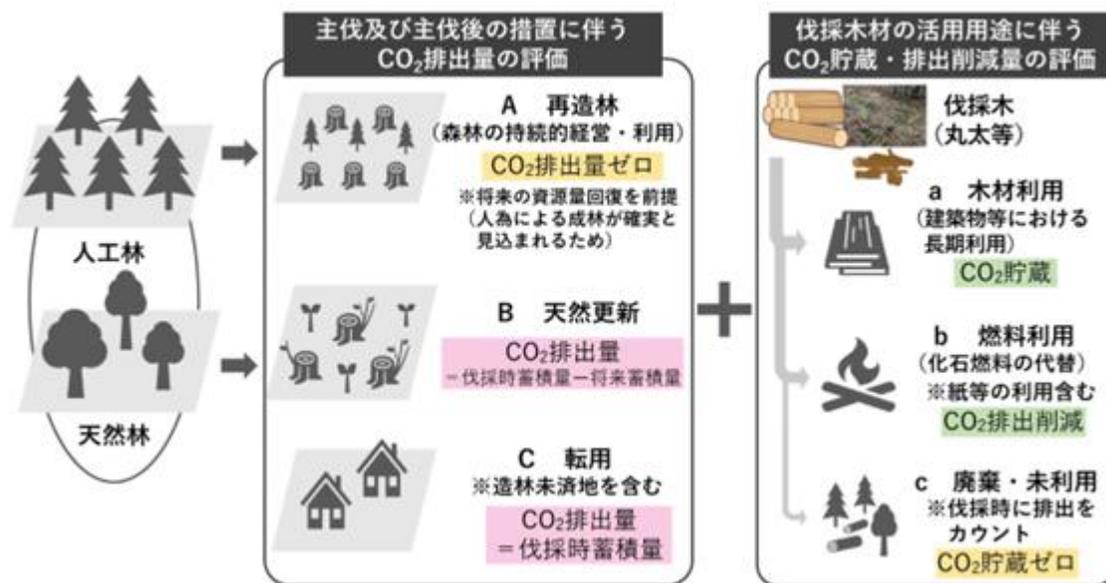
はじめに 森林等への投資を巡る環境変化

- (1)世界的に、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮するESG投資の流れが加速
- (2)米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。国内では、これまでほとんど事例はなかったが、環境貢献への効果を追い風にして、森林等への投資期待の高まり
- (3)農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立など、森林等に対する投資環境整備が推進
- (4)令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ」が示され、その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、 「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項

- ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施業の実施
- ・ 森林認証制度の取得状況等
- ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など

② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項

- ・ 森林経営計画の作成
- ・ 造林の省力化・低コスト化
- ・ 労働安全衛生や労働環境改善
- ・ 地域貢献 など

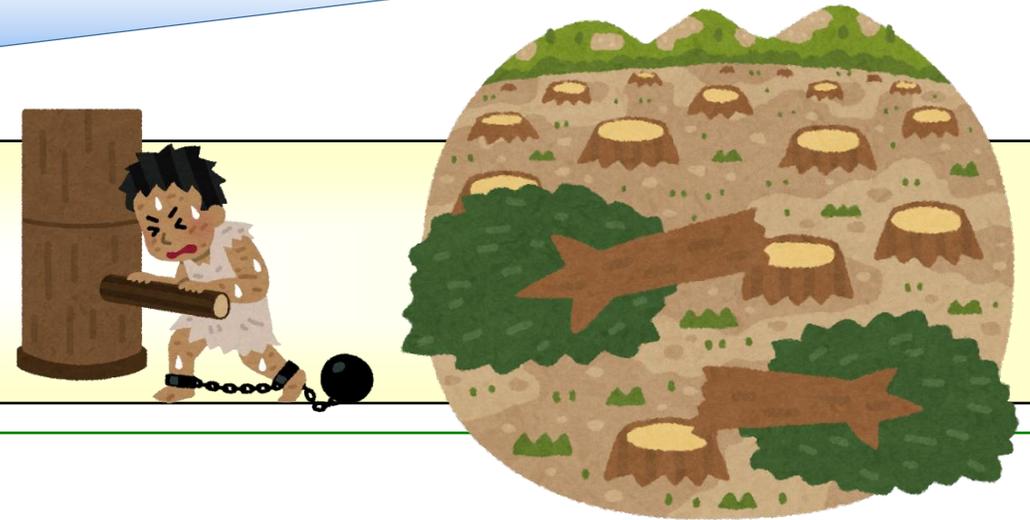
1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採： 一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等



違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材が不当に安く販売される)
- ゲリラやテロ組織への資金供給



1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。



① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採の形態が多様化 →実態に応じた個別の対策が必要

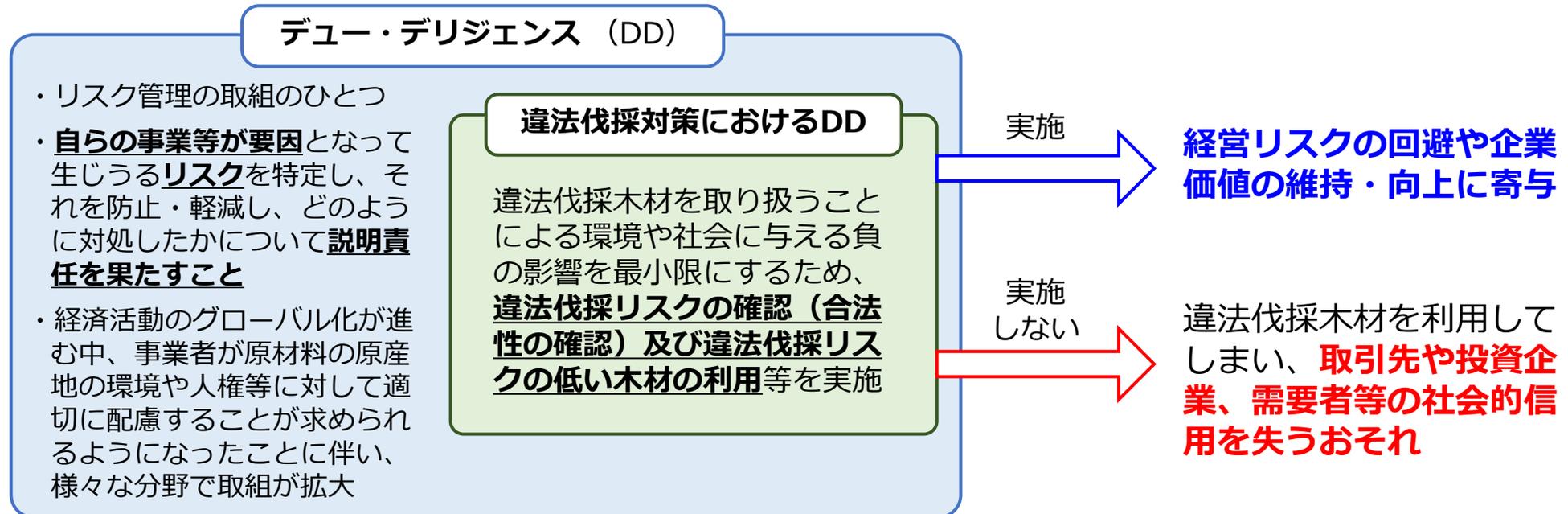
②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

1. 違法伐採とは何か

(3) 違法伐採対策とデュー・デリジェンス (DD)

- (1) 伐採国のみならず消費国での対策も重視されるとともに、持続可能な調達等に取り組む企業が増加
- (2) その一方で、消費国で原材料の違法性を明らかにすることは困難
- (3) DDとは、自らの事業等が要因となって生じる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (4) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (5) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与



2. 改正クリーンウッド法について クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

2005 (平成17) 年	グレンイーグルズサミット (英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、 政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
2006 (平成18) 年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明 のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
2008 (平成20) 年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法 (平成20年) (欧) EU木材規則 (平成25年) (豪) 違法伐採禁止法 (平成26年)
2016 (平成28) 年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
2017 (平成29) 年	クリーンウッド法施行	
2022 (令和4) 年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合 (タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
2023 (令和5) 年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	
2025 (令和7) 年	改正クリーンウッド法施行 (4月)	

2. 改正クリーンウッド法について クリーンウッド法のねらい

法の
ねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実にを行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

2. 改正クリーンウッド法について 対象物品の考え方①

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
 (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品 (赤字は改正部分)

木材	木材等(家具・紙等の物品)
基本方針 一の2 (1) 素材 〔丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む〕 (2) 板材、角材及び円柱材 〔化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む〕 (3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) 〔DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む〕 (5) のこくず・木くず (棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 〔端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む〕	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。) 及びその 枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等 (※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
 (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの (例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外 (例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

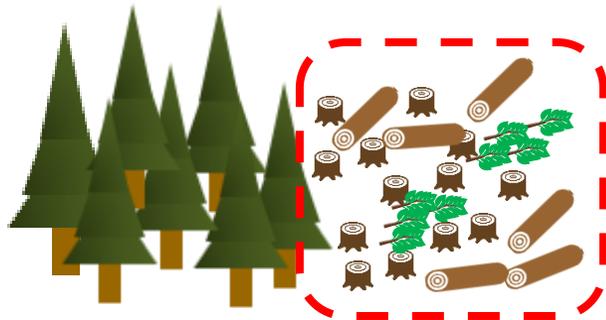
2. 改正クリーンウッド法について 対象物品の考え方②

林地残材、製材等残材等の扱い

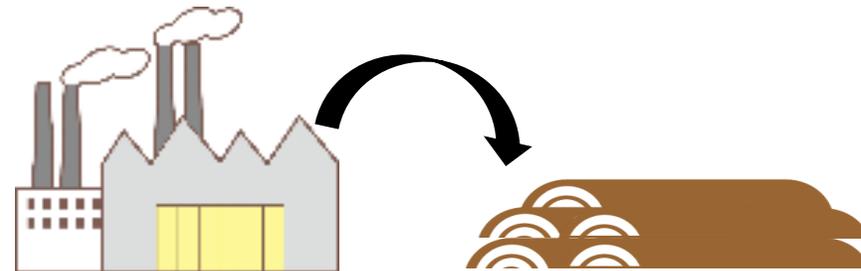
○ 改正法においては、以下も法の対象物品に含まれる

- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
- ② ①を原料とする木材等

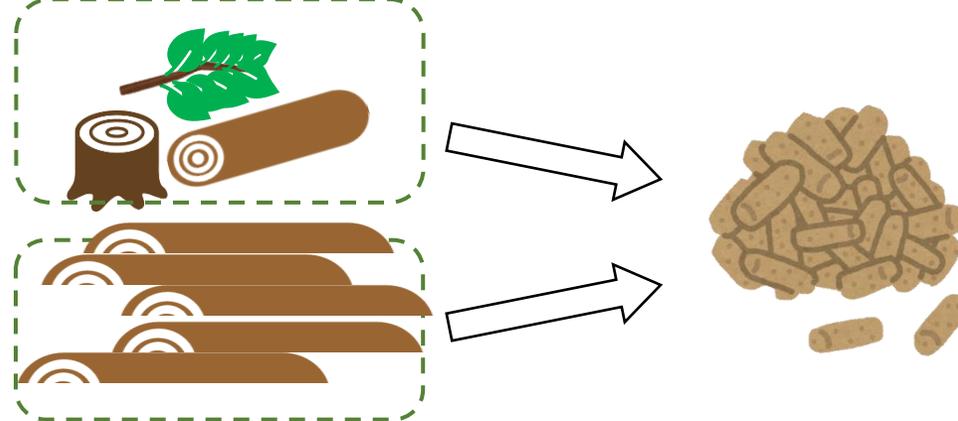
【例1】林地残材



【例2】背板等の製材端材



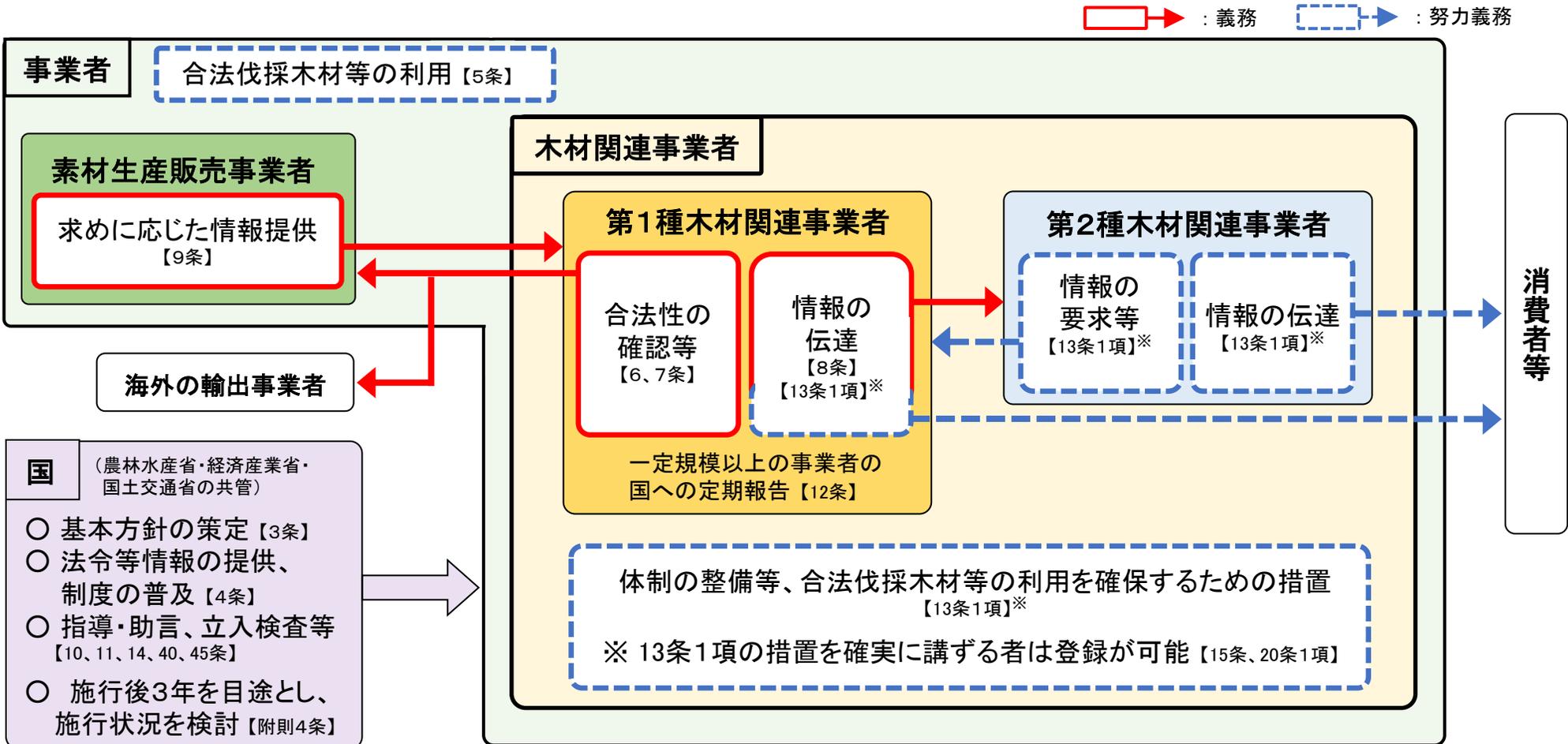
【例3】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット



これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

2. 改正クリーンウッド法について 改正法の概要（令和7年4月1日施行）

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**



2. 改正クリーンウッド法について

義務対象となる事業者の考え方 (素材生産販売事業者、木材関連事業者)

- 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
 - ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
 - ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

- ※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない
- ※ 日本の法人格を持たない海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

(1) 所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

(2) 樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行い、流通に関与する事業者が該当

- ※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しない
- 例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者も木材関連事業者に該当する
- ※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者には該当しない

(1) 第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

(2) 第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

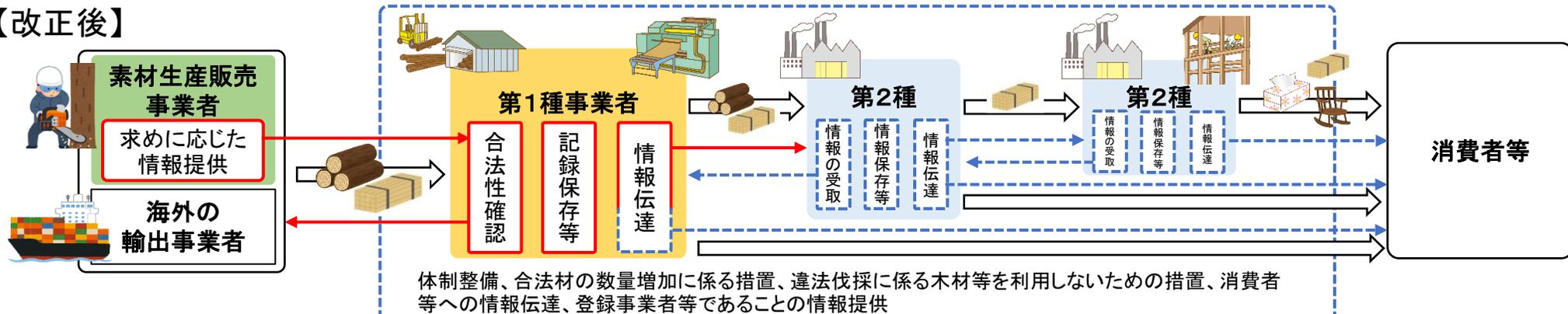
2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

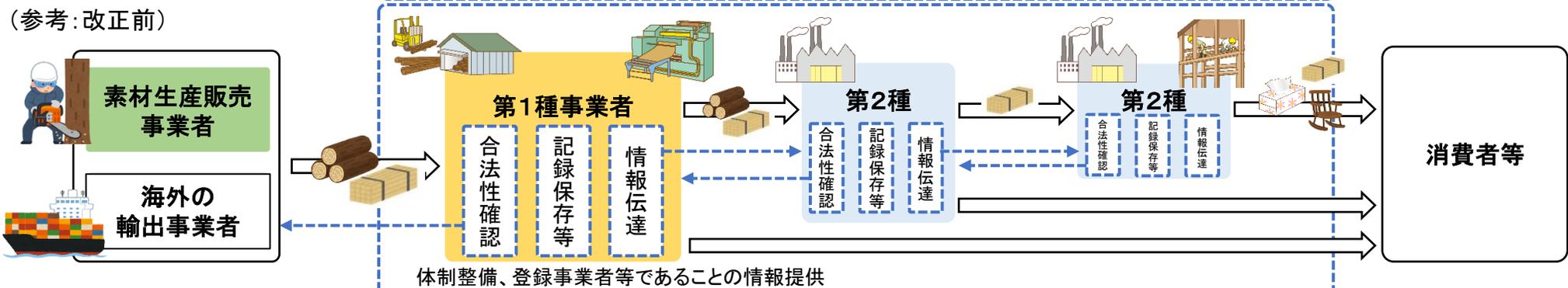
素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	

: 木材等の流れ
 → : 義務
 → : 努力義務

【改正後】



(参考:改正前)



2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届に記載されている樹種等

② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかつた場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

2. 改正クリーンウッド法について

証明として活用できる情報の一覧（国産材）

証明として活用できる情報の具体例（国産材）

（別紙）

第1

共有林	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
	②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
	③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
	④森林経営管理法第43条における命令書または公告
	⑤森林法第49条における立入調査の許可書
	⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
	⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
	⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
	⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
	⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
	⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
民有林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
	②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
	③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
	④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
	⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
	②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
	③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
	④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
	⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	①林産物の売買契約書、請書等
	②産物販売委託契約書
	③立木補償に関する契約書、請書等
	④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

23

2. 改正クリーンウッド法について

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		許可書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書(CTO)
	届出書	届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント(※EUDRの施行後に活用可能)
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書 ※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関(LVLK)による合法性証明書
その他		①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報(原産国法令の適用がない場合のみ)	
		②森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度に限る)	
		③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による認定に限る)	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (2) 合法性の確認

- (1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施
- (2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

- (1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
 - ・取引の実績
 - ・合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
 - ・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

- (2) 収集等できなかつた原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかつた」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡時まで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
 - (2) 包装に印字、納品書等に印字
- ※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトでの消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者が製材を譲渡する場合、学校法人に木製機を譲渡する場合
- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

2. 改正クリーンウッド法について

参考：納品書記載例（第1種→第2種）

納品書										
○○株式会社 ○○○○ 部署 代表 林野 太郎 様					発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： ○○株式会社○○○○ 部署 所在地： ○○県 ○○○市○町 12-34 代表： 山元 花子 本体金額： ¥ 999,999,999 消費税： ¥ 999,999,999 合計金額： ¥ 999,999,999					
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> □□県木連OOXX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ◆ クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しています ◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です </div>										

他制度に基づく伝達情報
 例：合法木材GLの団体認定

CW法に基づく伝達情報
 ・原材料情報収集結果※1
 ・合法性確認結果※2

※1 原材料情報の3つ樹種・伐採地域・証明書それぞれの内容まで伝達するかは任意です。

※2 合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW

法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

2. 改正クリーンウッド法について

参考：納品書記載例（第2種→第2種）

納品書										
〇〇株式会社 〇〇〇〇部署 代表 林野 太郎 様					発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇株式会社〇〇〇〇部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34 代表： 山元 花子 本体金額：¥999,999,999 消費税：¥999,999,999 合計金額：¥999,999,999					
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
〇〇県木連〇〇XX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。										
◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です。										

他制度に基づく伝達情報
例：合法木材GLの団体認定

CW法に基づく伝達情報
・伝達された合法性確認結果

※合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

「改正クリーンウッド法における合法性の確認（DD）手引き」をCWナビに掲載

対象者：第1種事業者（国産材、輸入材）

→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/howto/howto.html>



「改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（DD）手引き」は、合法木材ナビを参照ください（令和6年9月 全木連作成）

対象者：国産原木を素材生産事業者から直接購入する製材業者等（第1種事業者）

→ https://www.goho-wood.jp/DD/index_guidance.html



※この手引きは唯一絶対のものではありません。また、必ずこれを使わなければならないというものでもありません。すでに自社でDDの仕組みを作って合法性を確認されている場合は、この手引きは参考としてお考え下さい。また、合法性確認を継続して行っていくなかで、改善しながら精度の向上を図っていくことが必要です。

2. 改正クリーンウッド法について

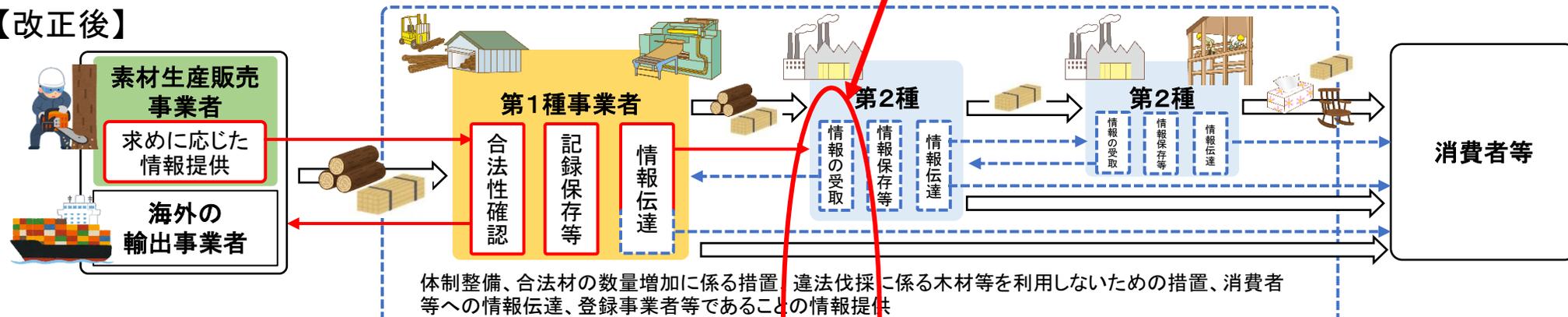
変更ポイント：第2種事業者における情報伝達について①

- 改正以前は、第1種事業者から提供された情報を元に、第2種事業者は合法性確認を行い、出荷物全体としての合法性確認結果を伝達します。→ **合法性確認**
- 改正後は、第1種事業者から合法性確認結果等の情報を受領し、その内容をそのまま伝達します。→ **情報の受取**

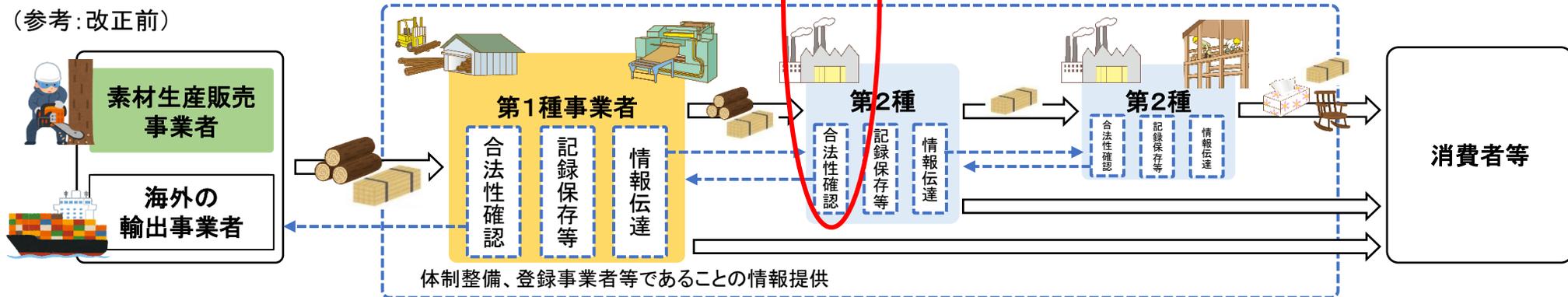
⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務

ここに注目

【改正後】

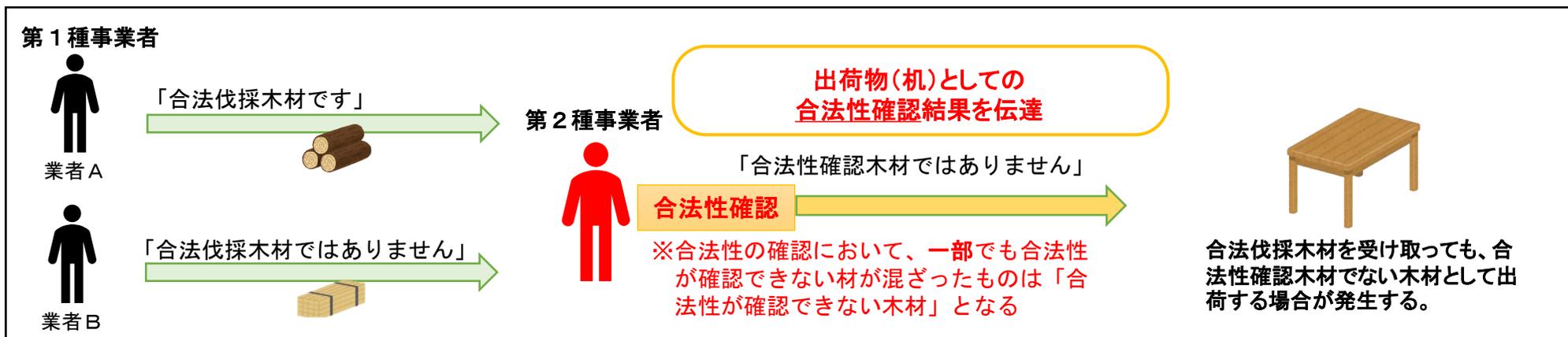


(参考:改正前)

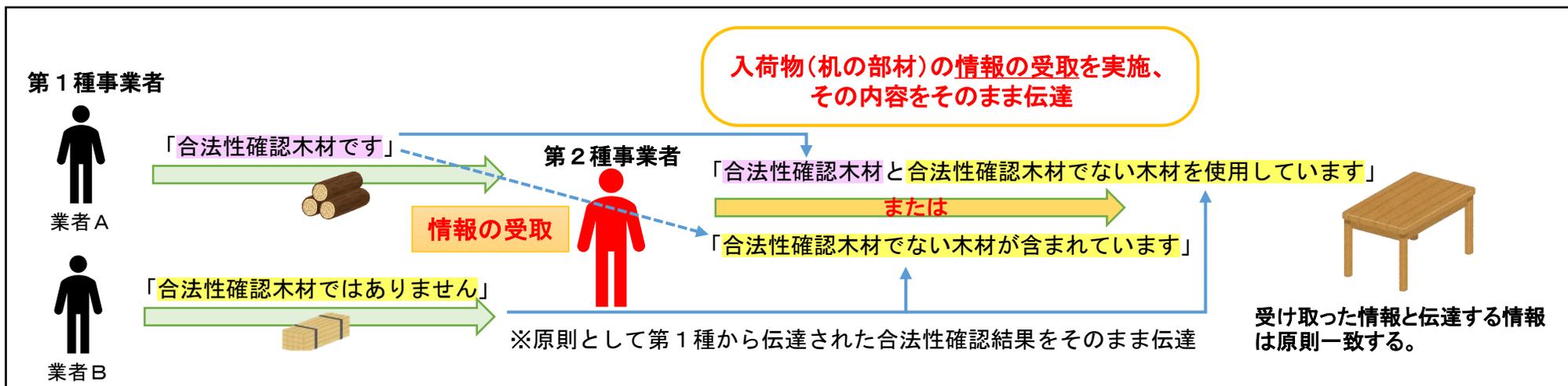


改正以前（合法性確認）と改正後（情報の受取）の違いについて

改正前【合法性確認による伝達】

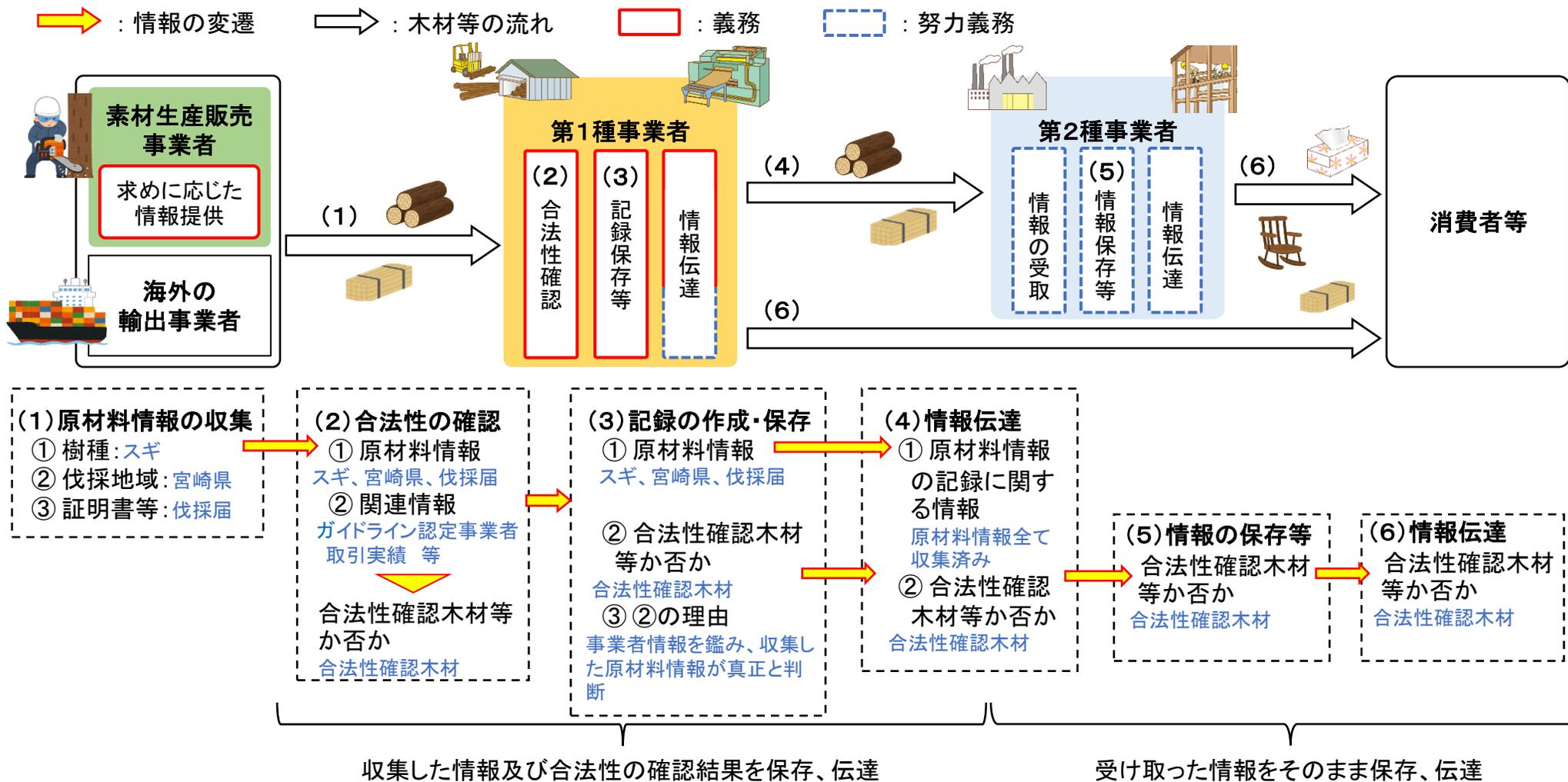


改正後【情報の受取による伝達】



2. 改正クリーンウッド法について 木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達
 (2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達



※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

2. 改正クリーンウッド法について

- 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務
- 丸太の譲渡しの際に情報提供を行うのが効率的

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
- (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

- ※1 情報提供に応じられない旨、木材関連事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
- ※2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない
- ※3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

2. 改正クリーンウッド法について

- (1)一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
 (2)一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
 (3)いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
 (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

<定期報告の対象となるか否かの考え方の例>

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (第1種事業者の定期報告：報告内容等)

○ 基準を以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

2. 対象期間・報告方法・報告期限

(1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

(2) 報告方法：メール、書面、システム

※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する
年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

(3) 報告期限：毎年6月末日

(4) 報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合

農林水産大臣

② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合

経済産業大臣

③ ①、②の両方を扱った場合

農林水産大臣及び経済産業大臣

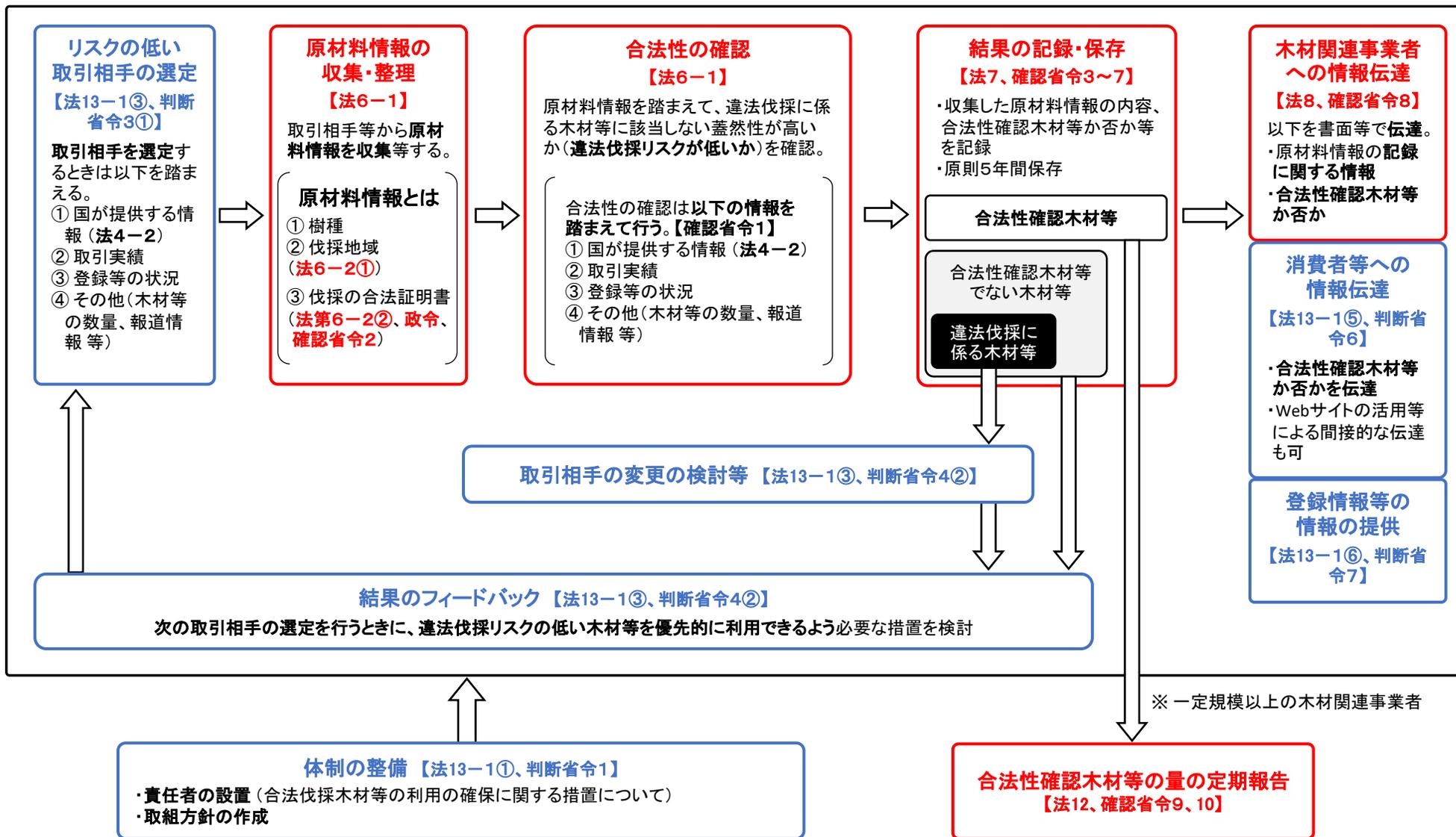
第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくことになります

2. 改正クリーンウッド法について

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例) 第1条第1項第1号：1-1①

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録木材関連事業者ロゴマークを使用できます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます



(一社) 全国木材組合連合会作成

□ 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・CW法（登録含む）に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



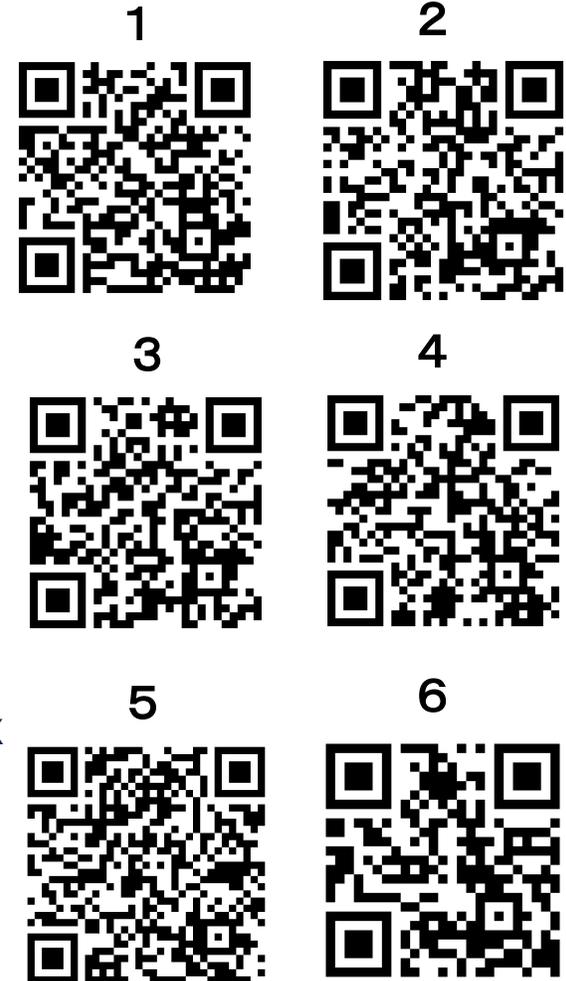
・クリーンウッドシステム



登録実施機関一覧

詳細は、クリーンウッド・ナビをご参照ください
登録のご相談は、直接登録実施機関へお願いします

- 1 (公財)日本合板検査会 <https://www.jpic-ew.net/cleanwood/index.shtml>
最も登録件数が多い。
- 2 (公財)日本住宅・木材技術センター <https://www.howtec.or.jp/publics/index/116/>
第二種の登録のみ。建築・建設事業者向け
- 3 (一財)日本ガス機器検査協会 <https://www.jia-page.or.jp/wood/cleanwood/>
- 4 (一社)日本森林技術協会 <https://www.jafta.or.jp/contents/cw/>
県木連、県森連はここから登録を受けている。国産材限定
- 5 (一財)建材試験センター <https://www.jtccm.or.jp/biz/ninsho/tabid/683/Default.aspx>
新規登録受付はしていない
- 6 (一社)北海道林産物検査会 <http://hokurinken.jp/CW.html>
北海道の事業者限定



○登録にかかる費用(参考)

①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)

②登録実施機関に払うもの：

※具体的な金額は、各登録実施機関にお問い合わせください。

[登録時] ・**登録手数料(新規)**：

事業所数、第1種／第2種によって違いあり。

[登録後] ・**更新手数料**：(5年に1回更新)

・**年会費**(2年目以降)

※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録状況(2025年8月末時点)...最新情報はCWナビに掲載

①第1種のみ:54件

②第2種のみ:438件

③第1種、2種両方に登録:301件 ①～③の合計:793件

登録木材関連事業者が使用できるマークを作成、運用予定

- ・マークの使用者：登録木材関連事業者（※使用は任意）
- ・マークの意味：登録木材関連事業者であることの証
- ・マークを掲載できる対象物：名刺、納品書、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、Webサイト等
※木材・木材製品への掲載は不可とする
- ・マークの使用期間：マークの使用者が登録実施機関から受けている登録の有効期間中に限る
- ・マークの使用申請：申請不要とする（登録事業者のみが使用し、使用の可能性のある事業者の外縁が明確であるため。）

登録木材関連事業者ロゴマーク



運用開始までのスケジュール

- ・令和7年9月：ロゴマークの運用開始予定
（トレードマークとして運用）

3. クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。



素材生産販売事業者、木材関連事業者が利用できます!

クリーンウッドシステムの主な機能

1 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

2 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

3 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行います。
納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報も一緒に伝達できます。

4 報告書作成・データ集計

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

利用者登録申請について

システムの利用には利用者登録が必要です。
利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html>

利用者登録申請については
こちらからアクセスできます→



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



- 一覧で整理、検索可能
- 大量の書類の保管不要

(参考) クリーンウッドシステムの操作画面



例えば、左の画面では原材料情報の登録ができます。

- ・ 伐採地域
- ・ 樹種
- ・ 証明書（ファイルのアップロードが可能）

複数の原材料情報をまとめて保存することもできます。

4. クリーンウッド法に関する情報サイト・お問合せ先

「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法伐採木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された背景や法の制度解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



関係資料

法律や政省令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかる情報を集約・整理して掲載しています。



合法性確認の手引き等

合法性確認の具体的なフローチャートやチェックリストを掲載しています。



国別情報

クリーンウッド法に関連する法令や合法性確認に活用可能な書類例等、37の国・地域について掲載しています。

(2024年8月時点)



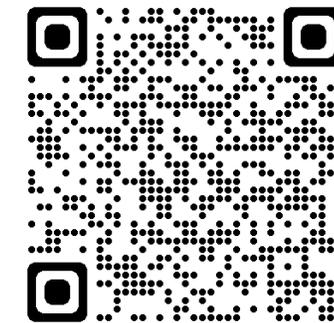
登録木材関連事業者一覧

合法性が確認された木材の利用に取り組む、登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。検索機能を備え、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

クリーンウッド・ナビへのアクセスはこちら！



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



○ 輸出国の証明書の関連情報や改正法に基づく制度のポイントなど、知りたい項目を容易に探すことができます ○

【クリーンウッド・ナビ お問合せ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

グリーン購入法の活用

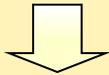
国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律 (グリーン購入法) (平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定（閣議決定・毎年度見直し）

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



製材等木材に関する規定 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省）

「木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行う」

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める（努力義務）
- 調達方針に基づき調達推進（努力義務）

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

情報の提供

- メーカー、環境ラベル団体等：適切な環境情報の提供
- 国（政府）：上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更：**合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加**

→「**木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン**」の策定（林野庁）

...合法性の判断基準を公表

5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付

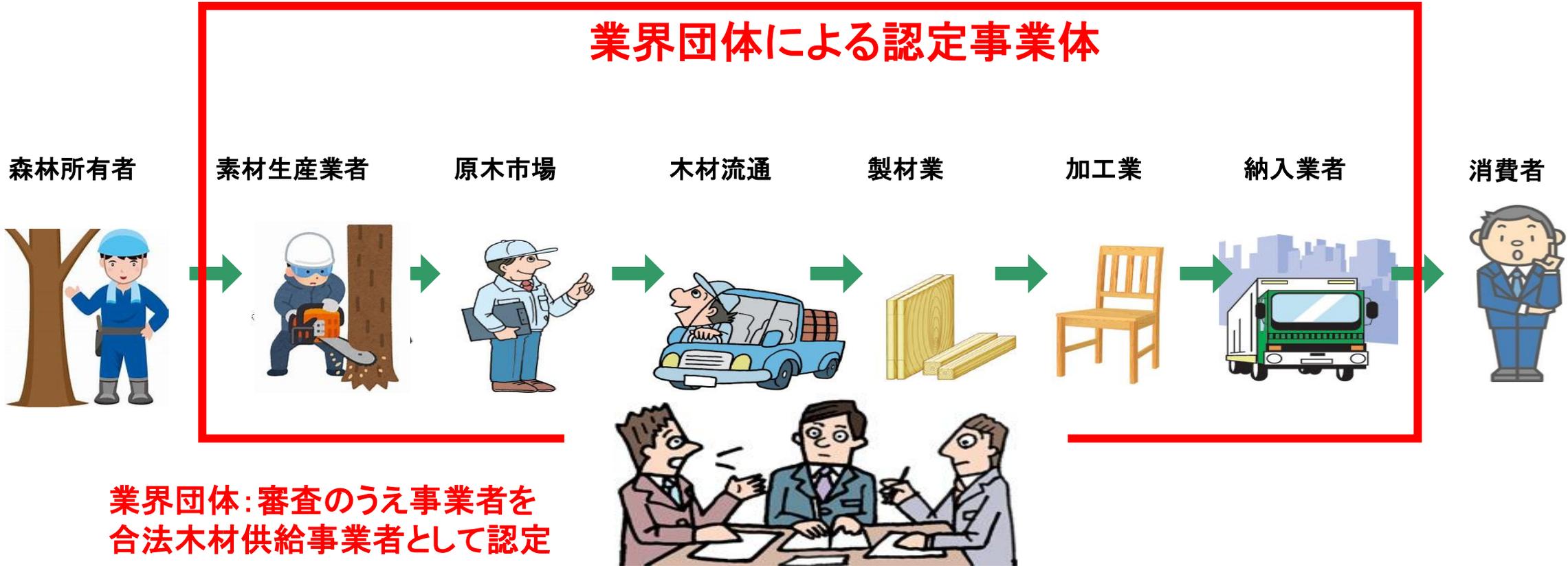
※令和6年度末時点で、全国149の認定団体が約12,000事業者を認定

3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明(製紙メーカーが採用)

5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ①



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。

例: 認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ②

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

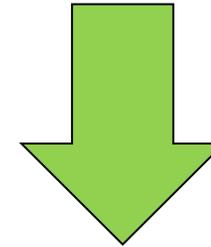
(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

<認定事業者の責務>

・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する

・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消し**も！

制度や業界全体の信頼性の確保、クリーンウッド法遵守のためにも重要です！

5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ③

合法木材であることの証明書の例(CW法の第2種事業者が発行する証明書の例)(スライド21、22も参照)

取引先から求められなくても、**合法木材には必ず証明書を**つけてください。

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

納品書

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： □□ 株式会社□□□□ 部署
所在地： □□県 □□□市□町 12-34
代表： 山元 花子

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

本体金額： ¥ 999,999,999
消費税： ¥ 999,999,999
合計金額： ¥ 999,999,999

□□県木連〇〇XX号
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみを使用しています。

◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です。

合法木材ガイドラインに基づく伝達情報

CW法に基づく伝達情報
・合法性確認結果

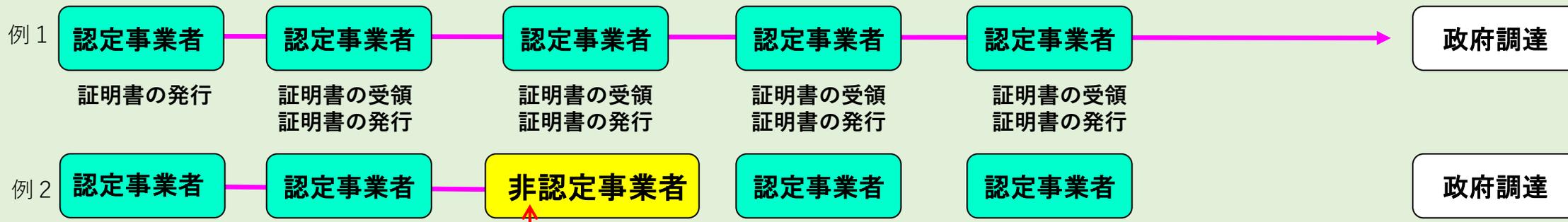
※合法木材ガイドライン（団体認定制度）等を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

「**うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)**」
とはなりません！
過去に出荷したものについて、さかのぼって証明書を発行することもできません。



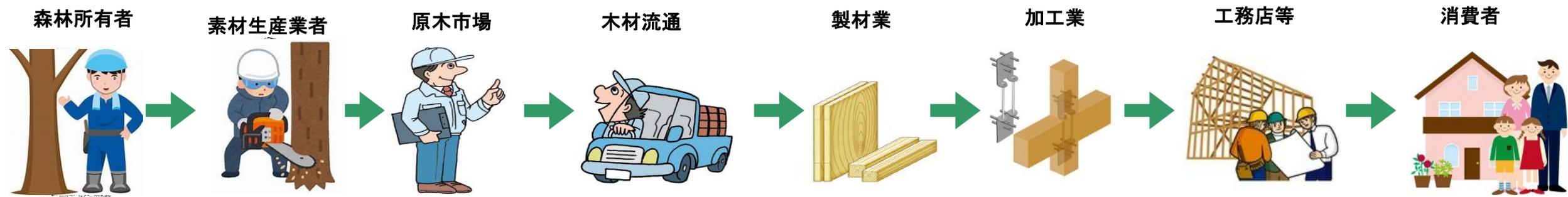
5. グリーン購入法と合法木材ガイドライン

合法木材ガイドラインに基づく合法証明

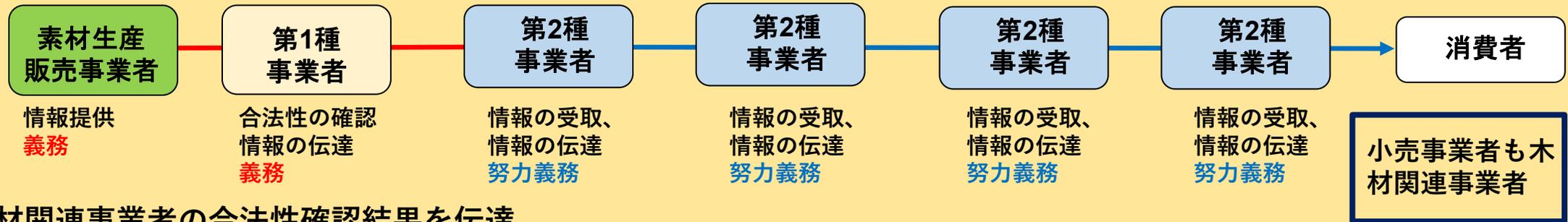


証明の連鎖はここで切れてしまう!

➤ 認定事業者による証明書の連鎖



クリーンウッド法に基づく合法性の確認等



- 第1種木材関連事業者の合法性確認結果を伝達
- 情報伝達を行う木材関連事業者の要件はない（登録を受けるかどうかは任意）

6. 合法木材供給体制を活用したクリーンウッド法の遵守・普及

我が国の違法伐採リスクは国際的にみても低いことから、改正クリーンウッド法の運用にあたっては、

- ① 川上で合法性が確認できる可能性が高いこと
- ② 合法性確認木材100%が達成されれば分別管理等が不要なく、そのためのコストが不要になることに留意する必要



このため、木材産業業界としては、合法性が確認された木材のみが流通(合法性確認木材100%)する状況を早期に実現する方針

このことは、国際的にも持続可能な木材利用がますます重要になっている中で、時代の流れとして必然



ただし、第2種木材関連事業者の情報伝達は努力義務であり、当面は合法性確認木材とそうではない木材の分別管理が必要となると考えられるが、合法性確認木材を要件とする政府調達(グリーン購入)、補助金の採択要件、企業等による環境に配慮した調達方針等に適切に対応していくためには、従来からの1万2千社のネットワークを持つ合法木材ガイドラインに基づく合法木材供給体制をクリーンウッド法の遵守・普及を進めるツールとして活用し、確実に川下へ情報伝達を図る必要

合法木材ガイドラインの情報はこちら(「合法木材ナビ」)→



●この資料は以下を引用、加工して作成しています

林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」

- ・運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>)

- ・「これで完璧！クリーンウッド法誰もが安心して使える木材の供給を目指して」（林野庁）(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/brochure.html>)

合法木材ナビHP（全木連管理・運営）

- ・合法木材ハンドブック（第4版）

(<https://www.goho-wood.jp/ihou/handbook.html>)